

第1回国立研究開発法人審議会
国立健康危機管理研究機構評価準備部会
議事録

- 日時 令和6年11月19日（火） 15:30-17:30
- 場所 Web 会議
- 出席者
井上委員、鈴木委員、土井委員、中野委員、花井委員、福島委員
- 議題
 - （1） 部会長等の選出について
 - （2） 国立健康危機管理研究機構の中期目標の構成について

○廣川室長補佐 皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから、第1回「国立研究開発法人審議会国立健康危機管理研究機構評価準備部会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙にもかかわらず、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私、部会長選出までの間、議事進行を務めさせていただきます、厚生労働省感染症対策部感染症対策課の廣川と申します。よろしくお願いいたします。

本日の議事は公開となります。議事の様子をユーチューブで配信させていただいておりますので、あらかじめ御了承ください。

なお、本部会は写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできませんので御留意ください。

本日は、ウェブで開催することとしております。

初めに、ウェブ会議開催に当たり、会議の進め方について御連絡をさせていただきます。

御発言される場合は、挙手機能を用いて挙手をしていただくか、チャットに発言される旨のコメントを記載いただきまして、司会進行をしております者から指名されてから御発言をお願いいたします。なお、ウェブ会議ですのでタイムラグが生じることもございますが、御了承願います。

会議の途中で長時間音声聞こえない等のトラブルが生じた場合には、あらかじめお知らせしております電話番号までお電話をお願いいたします。

それでは、部会開催に当たりまして、厚生労働省感染症対策部感染症対策部長の鷺見より御挨拶申し上げます。

鷺見部長、よろしくお願いいたします。

○鷺見部長 皆さん、こんにちは。感染症対策部長の鷺見でございます。

本日はお忙しい中、第1回「国立健康危機管理研究機構評価準備部会」に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

御存じのように、令和7年4月に、国立健康危機管理研究機構（JIHS）が設立されます。政府に科学的知見を提供する新たな専門家組織として、国立国際医療研究センターと国立感染症研究所を統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行うことを目指します。

JIHSの設立の際には、厚生労働大臣が中期目標を定め、指示することとなりますが、JIHSがその期待される役割をしっかりと果たせるものとしてまいりたいと考えております。後ほど、本部会の位置づけについても説明させていただきますが、まず今年度は、先生方から御意見をいただいて中期目標の案を取りまとめ、次年度以降は、その中期目標に沿った評価をお願いしたいと考えております。

今回は第1回目ということで、JIHSの中期目標の構成イメージについて御議論いただきたいと思います。各委員の皆様におかれましては、御専門の立場から御意見、御助言をい

ただきますようお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○廣川室長補佐 鷲見部長、ありがとうございました。

本部会の委員につきましては、参考資料2にごございます委員名簿のとおりです。

冒頭、土井委員が、本日、遅れて入室されるとお聞きしておりますけれども、現在、こちらの部会に委員6名のうち5名入られております。国立研究開発法人審議会令に基づき、本日の会議は成立したことを御報告いたします。

それでは、議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

議事次第、資料1と資料2、参考資料1から6になります。委員の皆様には事前にお送りさせていただいておりますけれども、不備等ございましたら事務局にお申し出くださるようお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

議題1「部会長等の選出について」とさせていただきますけれども、参考資料6、厚生労働省国立研究開発法人審議会令に基づき、部会長の選出をお願いいたします。選出の方法につきましては、委員の互選という形になっておりますので、皆様にお諮りしたいと思っております。部会長の推薦をお願いいたします。

福島委員、ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

○福島委員 ありがとうございます。

この分野に造詣が深い、中野貴司先生をお願いしてはどうかと思っております。国の審議会での御経験も豊富ですので、大変適任かと存じます。御検討をよろしくをお願いいたします。

(異議なしの意思表示あり)

○廣川室長補佐 福島委員、ありがとうございます。

ただいま、中野委員のお名前が挙がりまして、皆様からも特段御意見ございませんので、中野委員におかれましては、部会長として議事運営をお願い申し上げます。

それでは、中野部会長、一言お願いいたします。

○中野部会長 部会長に御指名いただきました、川崎医科大学の中野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、参考資料6、厚生労働省国立研究開発法人審議会令に基づき、部会長代理を指名させていただきたいと思っております。部会長代理は鈴木委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの意思表示あり)

○中野部会長 ありがとうございます。

それでは、部会長代理は鈴木委員にお願いいたします。鈴木委員、すみません、お一言よろしくようお願い申し上げます。

○鈴木部会長代理 部会長代理の指名、ありがとうございます。

分からないことも多いので、皆さんの力を借りながら対応させていただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

○廣川室長補佐 中野委員、鈴木委員、ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は、早速ではございますけれども、中野部会長にお願い差し上げたいと思います。中野部会長、よろしく願いいたします。

○中野部会長 かしこまりました。

では、議題の2「国立健康危機管理研究機構の中期目標の構成について」の議題に入りたいと思います。国立健康危機管理研究機構（JIHS）の中期目標の構成についてです。

まずは、事務局から資料1及び資料2について御説明をお願いいたします。

○乙井室長補佐 よろしく願いいたします。JIHS準備室室長補佐の乙井でございます。

それでは、お手元の資料1、資料2に基づいて御説明をさせていただきます。画面のほうにも投影させていただいております。

まず、資料の1、JIHSに関するこれまでの動きと中期目標の構成等について、を御覧ください。

資料の右下のほうに、少し重なって恐縮ですが、通し番号を振ってございます。2ページを御覧いただければと思います。

まずは、国立健康危機管理研究機構法の概要でございます。

法律の趣旨でございますが、感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及び蔓延時、つまりパンデミックにおいて疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し、科学的知見を提供できる体制の強化を図るということで、現在ございます国立感染症研究所とNCGM、国立国際医療研究センターを統合して、新たな機構を設立するというものでございます。

法律の概要でございますが、下の枠の（1）機構の組織というところで、機構は、政府の全額出資の特殊法人としてスタートいたします。

また、少し下がりがまして（3）機構の監督というところで、先ほど申し上げましたパンデミック時に必要な対応がとれること、できるようにということで、監督上必要な命令をすることができるというところでございます。

駆け足で恐縮ですが、3ページ目でございます。

JIHSの目的・機能というところで、機構の機能、2つ目の囲みを御覧いただければと思います。

感染症インテリジェンスの基盤強化、情報収集・分析・リスク評価というところが中心になってございますが、下のところに「機構の業務」と書いてございます。感染症その他の疾患に係る予防・医療に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行うとともに、また、関連する医療の提供を行うということでございます。

この中で、1つは国際連携、国際機関等との連携を行いますし、また、左側にまいります。感染症臨床研究ネットワークということで、国内の指定医療機関等とのネットワークを構築する。また、アカデミアとの研究開発の推進も行ってまいります。

また、一方で、地方自治体ですとか、特に地方衛生研究所、地衛研に対する研修等を通じた支援を行ってまいります。こういった総合的な機能を持って、政府に対して科学的知見を提供してまいります。これがJIHSの機能となってまいります。

おめくりいただきまして、4ページ目でございますが「機構設立に向けたこれまでの対応状況と目標策定に係る今後の主な予定」というところでございます。

昨年5月に機構法が成立をいたしました。

その後、設立準備委員会を設けまして、新機構が、こういった機能を担うべきかということを整理してまいりました。

また、略称を、先ほどから出てまいります、JIHSにするということを決断いたしました。また、設立日を令和7年、来年の4月1日にすることを決定してございます。

それで、報告書を取りまとめておりまして、後ほど御説明申し上げますが、これに基づいて、今般の中期目標の一部を構成していきたいと考えております。

一方で、今回の中期目標の中でも、後ほどまた御説明申し上げますが、大きなパーツとなってまいります。本年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画、これについても閣議決定、更新をされてございます。

また今年9月になりまして、本部会、国立研究開発法人審議会にJIHS評価準備部会を設置となっております。

また、本部会において御意見も頂戴してまいります。あわせて、2つ動きがございまして、1つが今年9月でございますが、これまでございました国立高度専門医療研究センターの評価部会、いわゆるNC部会において、これまでもNCGM、国際医療センターの法人評価を行っていただいておりますが、この中で、NCGMはJIHSに統合されますが、参考資料4を、またお読みいただければと思っております。JIHSの中期目標について、こういったことを踏まえて、措置を講ずるべきということをお指摘いただいております。

もう一つが、10月でございますけれども、総務省の独法評価制度委員会の評価部会においても、こういったことを踏まえて、中期目標を策定すべきということで、中期目標の策定に向けた論点についてということも、これは参考資料5でございますが、頂戴をしているところでございます。

これらを踏まえ、また、本部会の御意見を頂戴しながら、中期目標を取りまとめてまいりたいと考えてございます。

続きまして、5ページ目でございます。改めてでございますが、本部会についてでございます。

機構法に基づきまして、JIHSの中期目標に係る意見聴取等を国立研究開発法人審議会にすとしてございまして、細かいですが、この審議会については、名称を国立研究開発法人等審議会に改めるということをおっしゃっていただいておりますのと、その下に、今般のJIHSの中期目標を御審議、評価いただく、評価部会を新設すとしてございます。

この評価部会の新設自体は、令和7年4月、JIHSの発足とともにということになります。

が、それまでの準備行為として、中期目標を御審議いただく評価準備部会を新設するというところでございまして、本日から審議をお願いしたいと思います。

続きまして、6ページ目でございます。

「中期目標の作成に当たっての諸前提」ということでございます。

機構の中期目標については、機構法第27条において定めるべき事項が規定されてございます。

これが左下のほうでございまして、赤線で点線囲みをしてございますが、一、二、三、四、五とございます。

まず1つが、国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及び蔓延に備えるための体制整備に関する事項ということで、これがJIHSにとって特有の大変重要な、ほかの研究開発法人等々と比べましても、特有の事項になってこようかと思えます。

また、研究開発の成果の最大化その他というところ、あと、業務の運営の効率化、財務内容の改善、その他ということで、こちらは、研究開発法人等々とも並びで入っている項目になろうかと思えます。

構成イメージについては、後ほど御説明を申し上げます。

上に戻りますが、機構法上は、こういった記載がございまして。

一方で、独立行政法人の目標の策定に関する指針というのが、総務大臣決定で出てございまして、今回はこの規定が準用される見込みとなっております。

また、先ほども申し上げましたが、独法評価制度委員会から中期目標に係る留意事項も示される予定でございまして、では、独法の目標の策定に係る指針について、ポイントとなっているところが何かというのが、この右下でございまして。

ポイントだけ押さえてございまして、まず、中期目標の冒頭に、法人のミッション、役割を記すことということでございまして。

また、先ほどありました、研究開発の成果の最大化につきましては、漫然と事業を並べるのではなくて、事業等のまとまりを明示することとなっております。

また、続きまして、研究開発に係る目標については、目標策定時に適切な評価軸、また、指標を設定することとなっておりますのと、また、重要度、困難度の設定を行うということを書いております。

7ページに参りまして、こちらが中期目標の具体的な柱立ての（案）でございまして。

第1から第7でございまして。

第1が、先ほど申し上げました、法人のミッション、役割でございまして。

第2、中期目標の期間、これは、法定で6年となっております。

第3が、パンデミックに備えるための体制整備に関する事項。

第4が、研究開発の成果の最大化、その他の業務の質の向上に関する事項。

第5からが、業務運営の効率化、また、財務内容の改善、その他としてございまして。

これに基づきまして構成イメージというのを、続きまして、資料2を御覧いただければと思います。

本日は初回でございまして、現在策定中の構成イメージということで御覧いただければと思います。

お手元の通し番号で言いますと、右下の12ページからになってまいります。

まず「第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等」ということでございまして、法人の機構の役割、ミッションと、あと、機構の位置づけを記載するとしてございます。

中期目標の期間は、令和7年4月から13年3月、年度末までの6年間としてございます。

では、先ほどからございます、第3でございまして「国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項」ということで、枠で囲ってございますが、こういった考え方に基づいて構成してはどうかということでございますが、まず、1つ目の※印でございまして、先ほどもございましたが、本年7月2日に閣議決定をされております、政府の新型インフルエンザ等行動計画に基づく役割を果たすための体制整備について記載することとしてはどうか。

また、柱立てにつきましては、先ほど御紹介申し上げました、設立準備委員会において示された機構が担うべき機能を踏まえて、この4つの柱としてはどうかということで、情報収集・分析、リスク評価、これが1つ、研究開発が2つ目、臨床、また人材育成確保、これらにしてはどうかということで考えております。

その具体的なところが、この下段からでございまして、まず1つ目「情報収集・分析、リスク評価」ということでございますが、感染症有事における対策の基礎となる臨床像・疫学的知見・病原体の性状など、また、国民生活及び国民経済へ与える社会的影響の把握のために、平時から具体的な取組を進めていくこととしてはどうか。

また、政府の求めに応じて、しっかり必要な情報を提供する。また、国民に対する情報提供をしっかりとしていくということで、具体的な取組として考えられる項目としまして、下に挙げてございまして、例えば、感染症の発生動向の把握のためのシステムの活用、また、感染症関連情報ですとか、保険医療、予防接種等々のもろもろのデータベースの運用。

続きまして、通し番号13ページに参りまして、国際機関、また、諸外国等々、また、国内においては、地方公共団体等との連携、情報収集を進めていく。

また、有事において、FF100、ファースト・フュー・ハンドレッドという、発生初期のごく少ない数百例のような、通常のサーベイランスとは違う調査の実施を可能にするために、しっかりと具体的な作業フローを定め、平時から訓練等を通じて必要な準備を進めると、こういったことを記載してはどうかと考えてございます。

2つ目「研究・開発」でございまして、感染症有事において、検査・診断法、治療薬、治療法等々について、しっかり速やかに実用化できるように、平時から、基礎研究によるシーズ開発、また、臨床研究まで一気通貫で進める体制の構築に向けて、取組を進めてはどうかということで考えてございます。

取組として記載が考えられる事項ということで、医師主導治験等に参画しまして、臨床研究等のネットワークのハブの役割を果たしていく。

また、現在のREBIND、感染症臨床研究ネットワークの運営、生体試料の提供等々に努める。

また、有事にしっかり切替えを行って体制を構築するための具体的作業フローをあらかじめ定めるとしてはどうかと考えてございます。

3つ目「臨床」でございます。

コロナ禍においても、総合病院機能、NCGMの中で果たしてまいりまして、もろもろの対応をしてございましたが、そういった感染症有事の対応を高めるためにも、平時の総合病院機能を維持・強化する。また、有事の際には、機構内外からのサージキャパシティを確保する。こういったイメージでございまして、考えられる項目として、救急医療や集中治療の充実。

また、現在、国立病院機構の中で運営されております、日本DMATにつきまして、JIHSに移ってまいりますので、その事務局運営をしっかり行っていくとしてはどうかと考えてございます。

14ページ目に参りまして「人材育成・確保」というところでございます。

記載イメージということで、今まで御紹介しました1から3の機能強化に向けた人材確保、育成のために、専門性の高い人材を育成する。

また、感染症危機対応のリーダーシップでございますが、感染症専門家だけではない幅広い人材、リーダーシップを取ることができる人材を確保していくということが考えられるのではなからうか。

取組として考えられる項目ということで、国内外の大学研究機関等との、いわゆるクロスアポイントメントですとか、組織的な人材交流を高めていく、また、公衆衛生に対応する人材の様々な研修を通じた確保。

それから、先ほども御紹介しましたが、組織の内外からのサージキャパシティ体制の構築、こういったことを記載し、進めてはどうかと考えてございます。これが第3でございます。

続きまして、第4ということで、研究開発の成果の最大化その他ということでございますが、これも網掛けをしてございますが、まず、1つ目の※でございます。機構が行う業務は、現在の、いわゆる感染研でございますが、感染研とNCGMが実施してきた、これまでの業務を引き継ぐ形で法定されております。

それを踏まえまして、これまで2者が担ってきた業務をしっかり質の向上を図っていく、これからもしっかり推進して向上させていくということ、この第4の中で記載してはどうかと考えております。

機構が実施する業務ということで、この中に列挙してございます。これまで2者で行ってきた研究ですとか、サーベイランス、レファレンス、医療の提供、人材育成、国際連携、

また、成果の普及、また、NCGMにございます、看護大学校における看護の教育・研究、その他ということをございます。

また、先ほど資料1の中でも御説明申し上げましたが、総務省の策定指針について、目標の事業のまとまりをしっかりとつくるべきということがございましたので、この第4の項については、以下のまとまりに分けて記載してはどうかと考えてございます。

まずは、感染症の基礎研究を中心とした分野、また、実用化を目指した臨床研究、それから国内外の医療の推進のための研究、それから、公衆衛生研究、この4つとしてはどうかと考えております。

めくっていただきまして、通し番号15枚目でございまして「また」とございますが、感染研及びNCGMにおいて、これまでの研究の蓄積を踏まえて、しっかりJIHSにおいて、基礎から臨床研究、また、公衆衛生研究まで一貫通貫の研究が着実に実施されるように、各業務の推進に当たっての基本的な考え方を、冒頭に記載してはどうかと考えてございます。

それでは、この研究というところ、今、4つに分類してどうかということをございしましたが、それぞれについてイメージを申し上げてまいります。

まず1つが、15ページ目の「1. 研究」「記載イメージ」というところで、感染症の基礎研究を中心とした分野で、記載が考えられる事項は項目ということで、まずは基礎研究に係る能力を平時よりしっかりと醸成していくこと。

また、病原体等の伝播機序、増殖機序、病態解明等についての研究成果を創出していく。

また、基盤構築として、動植物、細胞、遺伝子等の確保・保管等々をしてはどうかと考えております。

続きまして、実用化、臨床研究のところでは、臨床研究の中核的な役割を担う、そのための総合病院機能を生かす。

また、First in Humanをはじめとする早期臨床試験の実施を行う。

また、バイオバンクネットワーク等々、創薬に資する臨床研究の推進を行うということ。

また、国際のところでございますが、国際保健の向上に寄与する、また、これまでNCGMで行ってまいりました、HIV、肝炎、糖尿病等々、この辺りの予防診断治療の研究開発にも取り組むということ。

また、もう一つが、現行、国立高度専門医療研究センター、ほかの5つと連携体制を取っておりますが、これを引き続き維持していくということをございます。

公衆衛生研究というところでは、学際的な手法を用いて、研究の基盤をしっかりと構築していく。

また、リスク評価の実地疫学研究も行き、ワクチンの費用対効果等々についても、情報収集、研究をしていくということをございます。これが研究の項目でございます。

少し駆け足で恐縮でございますが、サーベイランス業務等ということにつきましては、これまでも2者でやってまいりましたサーベイランス、レファレンスですとか、地衛研の支援等々について記載してはどうか。

続きまして、医療の提供でございますが、NCGMのセンター病院または国府台病院でやってまいりましたが、ここをしっかりと、引き続き継続していく。

また、※印で書かせていただいておりますが、HIV感染症の診療については、現在、NCGMの中長期目標がございますが、その記載を引き継いでまいります。

また、先ほど申し上げました、日本DMATの事務局の運営を担ってまいります。

また、次の「4. 人材育成」でございますが、感染症に係る人材育成に加えということで、しっかりと国際協力等々のリーダーとなる人材育成、また、臨床研究の支援人材の育成を行っていくとしております。

6 ページ目、通し17に参りまして、国際協力ということで、国際的な連携の推進に加えまして、医療技術等々の国際展開の推進ですとか、また、新興国・途上国の感染症対策の支援を行っていくこととしてはどうか。

成果の普及というところは、こちらは分かりやすい研究成果の発表、紹介ですとか、関係学会と連携しつつ、診療ガイドラインを作成していくとしてございます。

7 番目が「看護に関する教育・研究」。

8 番目が「その他」としてございます。

それから、第5以降につきましては、業務運営の効率化、財務内容の強化ということでございまして、第6のところ、効率化というところでは、取組として考えられる事項ということで、弾力的な組織再編ですとか、タスク・シフト、タスク・シェアリングの推進、また、後発医薬品のさらなる使用の促進ですとか、一般管理費の在り方について考えていく。

また、医薬品の共同調達等々についても推進していくと書いてございます。

「第6 財務内容の改善に関する事項」というところで、運営費交付金以外の自己収入の増加について、どうやっていくのかというのを記載してはどうかと考えてございます。

あと、その他というところで、情報セキュリティ、また、先ほどもございましたが、エイズ裁判の和解に基づく対応ということで記載してはどうかと考えてございます。

駆け足で恐縮でございますが、以上、説明となります。よろしくお願いたします。

○中野部会長 乙井補佐、御説明をどうもありがとうございました。

それでは、今、事務局から御説明いただいた内容を踏まえて、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

本日は初回ということもありますので、最初の御発言の際に、簡単に御所属などをおっしゃっていただいた上で、御意見を頂戴できればと思っております。

では、御意見のある委員の方、挙手でお知らせいただければと思っております。いかがでしょうか。

では、花井委員、お願いたします。

○花井委員 ありがとうございます。ネットワーク医療と人権の花井十伍です。

今回、御説明を受けて思ったのは、基本的には、NC時代の中期目標の構造に機構法の目

標規定であるところの、特に1の「国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項」というところが足されたような、骨格としては、そのように見ました。

それで、そういうつくり方をしていくのだろうなとは思いますが、少し気になるところは、JIHS法において、もともとこの法律、機構の業務に関しては、感染症その他の疾病に係る予防及び医療と書いてあって、その他の疾患というのが入っているのですね。

ところが、中期目標では、その他の疾患に関するところが特に増えていないから、その他の疾患という話は、健康危機とは切り離されているように見えるところが少し気になっていて、例えば健康危機、もちろん一義的にはインフルエンザ様の感染症の脅威が、SARSとかから、これが発想されているからよく分かるのですけれども、例えばですが、私どもは薬害被害者グループなので、例えば、水俣病のときに有機水銀という物質なのですけれども、当時、古い話ではありますが、その有機水銀の毒性とかについて、有機水銀と水銀の、いわゆる胎盤透過性とか、それから、その症状としての末梢神経症状などは、実はだんだん分かってきたら、中枢神経を侵されたとか、そういったことの科学的知見の蓄積が遅れたせいで、かなり被害が拡大もしたし、被害者がつらかったとか、恐らくこういう事態も健康危機として、JIHS法においては想定されているイメージだったのですけれども、中期目標に特出しされたのは、感染症だけになっているので、そこの整理の構造が少し気になっています。

あと、感染症の中でも、特にインフルエンザ様のものが、国の、いわゆる閣議決定がございまして、想定イメージなのですけれども、やはり食物から、それから、私どもの感染症であれば血液感染なのですけれども、そういったものよりも、やはりインフルエンザのほうに寄っているような気がしていて、それを法律上は、この中期目標の中では、感染症の発生、まん延と書いてあるので、それは規定だから、そのままなのですけれども、少し整理の仕方として、どう考えるかというところが気になっています。

だから、いわゆる機構法が持っているその他の疾患という部分と、感染症という部分の関係性をもう少し、僕の個人的な意見としては、やはり、今言ったような化学物質、これは、例えば生物兵器であったら、いわゆる炭疽菌とかが想定されていると思うのですけれども、水俣みたいな場合だったら、もし兵器であれば化学兵器と言われる領域に入るかもしれないので、そここのところの、いわゆる国の安全保障の部分も当然想定されていると思うのですけれども、その辺の整理が少し曖昧になってしまっていると、法律の想定上。

御案内とおり、CDCはそれを含んでやっているわけであって、そここのところがCDCよりバランスが偏っているような気がしました。

以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。

花井委員から、インフルエンザ等の一般的な、よく聞くコモディージーである感染症以外の、様々なこれまでカバーしてきた領域をどのように考えるかというところだったと

と思いますが、事務局から現時点で、何か先ほどの花井委員のコメントに対してお答えとか、コメントはございますでしょうか。

お願いいたします。

○渡邊室長 準備室長の渡邊でございます。よろしくをお願いいたします。

御指摘いただいた点でありますけれども、まず、JIHSが感染症以外の健康危機をどう捉えるかということかと思いますが、設立経緯を踏まえますと、まず、コロナの対応から様々検証した上でJIHSの発足ということにつながっておりますので、まずは、感染症危機への対応に万全を期すことが重要だと考えております。

この点は、花井委員からもコメントがございましたが、中期目標においても第3ということで、パンデミックの備えの章を1つ大きく立てているということにも表れているかと思えます。

一方で、例えばJIHSに事務局を移管するDMATは、災害時にもこれまで同様に出動をしてまいりますし、あるいは感染症以外の健康危機の際に、臨床などJIHSが持っている機能が必要だということになりましたら、そのときに対応するということだと思えますが、あらかじめ中期目標として体制整備をしっかりと指示するというものは、まずは感染症危機のところが大きく出てくると、このような理解でございます。

○中野部会長 ありがとうございます。

花井委員、現時点では、よろしいですか。

○花井委員 ありがとうございます。

そういう構造と見たのですけれども、ですので、そうだとすれば、単にNCGM時代からあるような機能をうまく使えばいいという感じなのですけれども、中期目標は6年間なので、いわゆる法律上の一、二、三、四とあって、業務運営、財務内容、その他運営、これはNC時代もよくあった話なのですが、研究開発の成果のところですかね、どこかで、やはり新しい形で盛り込んでおくというのはいいかなと思います。どう盛り込むかは、具体的な文面の中で考えるべきだと思うのですけれども、一義的に感染症の危機というのは、全くそのとおりなので、そこには別に異論はないのですけれども、それだと、先ほど言ったように、NCGM足す感染症という足し算の構造だけになっていて、ちょっと6年間使う中期目標としては、新しさが不足するかなという気はしました。

以上です。

○中野部会長 花井委員、どうもありがとうございました。

それでは、ほかの御意見、委員の方からいかがでしょうか。

福島委員、お願いいたします。

○福島委員 御説明ありがとうございます。

今、花井委員が御質問されたことに対する事務局回答を拝聴しまして、まずは感染症に特化するということで承知しました。

その延長なのですけれども、全体ページ数で13枚目、下のページ数で言うと12枚目なの

ですが、点線四角囲みのところですね、機構が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づく役割を果たすための体制整備について記載することとしてはどうかというような方針が書かれております。その関連で少し気づいたのですけれども、行動計画には、民間との連携について書かれているのですけれども、この中期目標では民間との連携というのがあまり見えてこなくて、そこは、あえて、あくまでも国の機関ということで書かれない方針であるのか、それとも新しい組織を目指すというところで、そちらも書いてもいい方針なのかということをお伺いしたいと思います。

2点目の御質問も併せてよろしいですか。

○中野部会長 お願いいたします。

○福島委員 ありがとうございます。

下のページ数で17ページ目、全体ページ数で18ページ目なのですけれども、この6番の「成果の普及等」というところに、恐らく広報という点も入ってくるかと思いますが、JIHSに広報部門を設置される御予定であるのかどうかということをお聞きしたいと思います。やはり新しい機関ですので、積極的に一般国民に向けても分かりやすい形で公表していただきたいと思ひまして、それがこの「成果の普及等」の「研究活動や研究成果のわかりやすい発表・紹介」と書いているところに当たると思うのですけれども、単なる研究成果のプレスリリースにとどまらず、例えばですけれども、海外の米国CDCとかイギリスのNHSでは、一般向けの動画とかを作成されていますね。そのような少し新しいツールで、どんどん広報していかれる予定なのかどうか、私は、実はそこに期待をしているわけですけれども、その辺りをお聞かせいただけますでしょうか。

○中野部会長 ありがとうございます。

福島委員からは2点だったと思います。1点は民間との連携について、2点目が広報部門、新しく広報に力を注ぐ、そういったことをどのように考えておられるか、この2点ですね。

では、事務局から何かあれば、お願いいたします。

○渡邊室長 お答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、本日の資料の2が中期目標の構成イメージということで、あまり文章を書き込んでいないところではありますが、当然、JIHSが様々な関係機関とのネットワークのハブを果たしていかないといけないということだと思っております、民間にもいろいろあるかと思いますが、研究機関であったり、大学、企業、様々なところと関係性を構築していくということだと思ひます。

この後、文章化の作業をする中で、書けるところを書き込んでいきたいと考えております。

2点目のほうでございます。広報部門を設置するかどうかにつきましては、今、組織の詳細について、法人のほうで検討しておりますが、政府行動計画におきましても、また、我々としましてもJIHSの広報機能というのは、極めて重要だと考えておひまして、それを

どこかのセクションで担当するという事になるかと思えます。

御指摘いただいたような単なるプレスリリースではなくて、分かりやすい情報発信をということについては、重要な点かと思えますので、そうしたことも目標に反映させていきたいと考えております。

以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。

福島委員、よろしかったですか。

○福島委員 ありがとうございます。結構です。

○中野部会長 それでは、ほかの委員の先生方から御意見があれば、承りたいと思えます。いかがでしょうか。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木部会長代理 ありがとうございます。

私が知る限り、やはり途上国、中国等の辺りで大きな流感というか、感染症の発生が多く見られることから、可能であれば、JICAさんみたいな途上国支援をされる団体に関する援助というの、ある程度重点的に支援というか、協力をしていただいたほうが、よりそういった効果的な手立てですかね、感染症の拡大の予防等については、早めに対策ができるような気がするのですが、そういったことは、当然、お考えということでもよろしいでしょうか。

○中野部会長 ありがとうございます。

これまでNCGMが担ってきた国際協力、フィールド調査とか開発協力、そちらで途上国への、言ってみれば、JICAとか外務省との連携も含めてという御質問ですね。

では、事務局、お願いいたします。

○渡邊室長 ありがとうございます。

今、部会長からも御紹介いただきましたが、現在の国際医療研究センターにおきましても国際医療協力ということで、途上国に対する派遣ですとか、あるいは研修生の受入れですとか、様々な国際保健の向上に向けた活動しておりますので、そうしたことは、JIHSにおいても着実に引き継いで、また、充実をさせていくものと考えております。ありがとうございます。

○鈴木部会長代理 ありがとうございます。

○中野部会長 ありがとうございます。

それでは、井上委員、手を挙げていただいています。よろしくお願いいたします。

○井上委員 ありがとうございます。

一橋大学の井上でございます。法学が専門で、知的財産、知財政策等を研究しています。

本日は感染症を罹患しており、ビデオオフで、自宅から参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、4点、コメントがございます。

まず、私の専門に関係する知財戦略の観点なのですが、知財戦略が関係してくるとしますと、研究開発のところでは、

研究開発については、資料4ページ、実用化を目指した研究開発に関する御説明がありました。

より応用的な問題としては、有事対応で、2ページ、有事の際に研究開発から迅速に実装に繋げていくフェーズについての説明がございます。

この資料には、特に知財マネジメントということは書いていないのですが、実用化のフェーズでの研究開発では、知財戦略、あるいはマネジメントが重要になってまいります。特に有事の対応をどうするのかというのは、あらかじめ、手はずを決めておく必要があります。有事にかぎらずとも、実用化のフェーズでの研究というのは、企業も入った産学連携ということもあり、企業との関係で法人の側もしっかりした知財マネジメントの仕組みを整えておく必要もあるだろうと思います。

御案内とは思いますが、令和5年に大学に関して、大学知財ガバナンスガイドラインが内閣府・文科省・経産省から公表されています。

こちらの法人においても、知財マネジメントをしっかりやっていく必要があると思います。中期目標に書き込むべき問題かというのは御判断があらうと思いますけれども、重要性がある問題として指摘させていただきます。

ご参考までに、特許庁の外郭団体でINPITというのがありまして、知財分野での産官学の連携などの支援事業なども行っていますので、適切な支援を受けながら対応していただきたいというのが1点目です。

2番目は、リスクコミュニケーションです。先ほど広報の充実について御指摘ございましたけれども、私もこの点は非常に重要なことと思っております。

1ページの下の方の有事の「情報収集・分析、リスク評価」で、国民に対して科学的な知見を分かりやすく情報提供・共有を行うということが書いてございました。

新型コロナウイルス感染症の拡大の際に、一市民、一国民として、こういった有事のリスクコミュニケーションがいかに重要なのかということを感じました。

リスクコミュニケーションの在り方について、第3の中での取組に具体的な記載は無く、また、第4の研究開発のところでも、公衆衛生分野の研究の中でリスクコミュニケーションに関わる研究などは挙げられていませんが、リスクコミュニケーションの重要性も指摘しておきたいと思っております。

以上が、2点目でございます。

3点目は、情報セキュリティやELSIの問題です。

言うまでもないことですが、機微に触れる個人情報扱うことになるので情報管理・セキュリティのための体制整備が求められます。概念的には資料の第7の「その他業務運営に係る重要事項」の「法令遵守等の重要性」に含まれる事項ですが、第3の感染症関連の有事対応ですとか、第4の研究開発の分野でもこういった問題にも関わります。

特に、情報収集段階でのデータベースの構築ですとか運用の際に、個人情報の扱いをどうするのか、そのルールを整備し、ステークホルダー間で日頃から意識合わせをしておくことは重要だと思っております。

個人情報保護法といったハードローに従った管理、運用ができているということに限らず、より広くELSIの観点で社会的に受容されるようなものであることも求められると思っております。

長くなって申し訳ありません、第4点目は、資料第3の感染症対策の体制整備と、それから第4の研究開発の関連のところに書かれております人材育成・確保についてです。

昨今、企業では人的資本経営の高度化が図られており、経産省の「人材版伊藤レポート」といったようなガイドラインを参照して様々な取組みが行われています。

人材版伊藤レポートをみますと、現状のAs-Isと目指すべき姿To-beのギャップ分析をして動的な人材ポートフォリオをつくる。例えば、中計期間終了時に、どのような専門性のある人材が何人ぐらい必要なのかといった人材ポートフォリオを作成し、それをバックキャストして、2年後までにはどんな人材がどのぐらい必要だということを計画していくということで、目標とする人材ポートフォリオ実現のために評価指標も設けてロードマップを作ることとなります。人材育成・確保については、こうした考え方を取り入れて進めていただければと思います。

特に、関係する法人の中に囲い込んだ人材だけではなくて、関係諸機関ですとか、ステークホルダーとの連携も含めて、必要な人材のポートフォリオというのを検討していただくというのをお願いしたいと思っております。

少し長くなりましたが以上です。

○中野部会長 井上委員、体調が万全でない中、詳細に専門の観点からコメントをありがとうございます。

4点おっしゃっていただいて、1つは知財戦略、2つ目がリスクコミュニケーションの大切さ、これは、福島委員からの広報ということとも関係することです。3番目が情報セキュリティの問題、4番目が人材育成で、目指すべきポートフォリオという観点であったかと思えますけれども、事務局からいかがでしょうか。

○渡邊室長 ありがとうございます。

井上先生におかれましては、御体調のよろしくないところ、誠にありがとうございます。

4点いただいたそれぞれは、非常に重要な点でありまして、本日段階では、まだ粗々のものということで反映できていない部分もございますし、中期目標ですのである程度ざっくりと指示をしまして、法人において計画をつくっていくような、そういう立てつけもございます。

目標の中でどのくらい書き込んでいくか、それぞれの項目について検討をさせていただきたいと考えております。どうもありがとうございます。

○井上委員 よろしく申し上げます。

○中野部会長 ありがとうございます。

それでは、土井委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○土井委員 ありがとうございます。

藤田医科大学の土井と申します。

少し参加が遅れてしまって申し訳ございません。少し聞き逃していたところがあれば、御指摘いただきたいのですが、私からは、まず、2点お伺いできればと思います。

まず、1点は、附帯決議というところにあります、機構の役割の5番目のところで「機構が提供する科学的知見のみならず、政策提言についても積極的に受け入れを検討すること」と、これは政府の側だと思ふのですけれども、この点について、私も経緯は存じ上げないところなのですけれども、恐らく機構に期待されている役割というのは、科学的な情報の収集、分析、評価、そして提供、広報も含めてということになると思いますけれども、この書き方を見ていると、機構が政策提言をすることが期待されているとも見えました。

ただ、それを受けた今回の中期目標のドラフトというところには、そのことがあまり書かれていないということがあって、私は個人的な立場としては、政府の役割と機構の役割というのは、ある程度そこできちんと切り分けられていることが、国民の信頼を得るといった点でも望ましいのではないかとは思っているのですけれども、いずれの側にしましても、この関係性を整理しておくことは必要かなと思ひました。

2点目は、今、井上委員からも御指摘があったところで、人材育成に関するところです。これは、各項目で人材育成の重要性ということは、うたわれているのですけれども、物理的に機構というのは、基本的に1つの病院と1つの研究所ということになりますので、今回のパンデミックでも明らかなように、臨床側ですと、感染症指定病院等、全国の病院が関わっていくことになりまますし、感染学的な機能の側では、衛研、保健所といったところとの連携、また、人材の育成ということが非常に重要かと思ひます。

これを読んだところだと、今、御指摘があったように、どうも機構の中の人材育成というところが、主に念頭に置かれているようだけれども、先ほどの具体的な目標というところも含めて、いかにより現場に近いステークホルダー、医療施設ですとか、自治体の公衆衛生部門の人材教育をしていくのかというところを、もう少し前面により具体的に打ち出してもよいのかなと感じました。

私からは以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。

附帯決議にある政策提言ということの、JIHSの中での位置づけと、国との関係ですね。もう一点が人材育成でございます。

事務局から、よろしくお願ひいたします。

○渡邊室長 土井先生、ありがとうございます。

まず、政策提言のところでありまますけれども、基本的な政府とJIHSの役割分担としまし

ては、科学的知見の収集、整理をしていただくのがJIHSで、そこからの情報をいただいて政策決定をしていくのは政府となるのですけれども、そのときに、データみたいなものだけをいただいて、政策提言的なものが伴わないかという、実際のやり取りは、そんなにばちっと切られたものではないと思っております、そういうことが、この附帯決議においても指摘されているのではないかと理解しております。

ですので、基本的には科学的知見をいただくのですけれども、結局それに付随する対策の在り方みたいところは、ややファジーというか、両方にかかるようなところがあって、ただ、最終的に政策を決定するのは政府だと、こういう関係だと認識しております。

それから、人材育成のほうですけれども、これも文章を深める中できちんと整理していきたいと思いますが、機構内の人材の専門性を高めていくということと、いざ、感染症有事になりましたときには、全国的な感染症の公衆衛生対応人材が必要になってくるということでもありますので、機構外の人材の育成をどのようにやっていくか、今、感染研を中心に取り組んでいるものをどのように進めていくか、こういう観点も含めて記載をまとめていきたいと考えております。

以上です。

○中野部会長 どうもありがとうございます。

それでは、自己紹介も兼ねて、私からも意見を少しだけ述べさせていただきます。川崎医科大学の小児科の中野でございます。ずっと臨床医で感染症とかワクチンに関わってまいりましたが、感染症というのは国境もないですし、年齢の差異というものなくて、やはり全ての方がいろいろなことで被害をこうむる疾患でございますので、しっかりとこれからも対策を立てていく必要があると考えております。

私からは2点、御質問というか、コメントをさせていただきたいと思います。

花井委員をはじめ、多くの委員の方が御指摘になられた、第1期中期目標の構成イメージでは、第3というところに書いていただいている「国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項」ということで、今回JIHSの設立のきっかけとなったコロナによる様々な影響、そして、今度、2つのNCGMと感染研が一緒になって、このJIHSができるに際して、やはり新しくプロデュースされた大切な柱だと思っております。

この柱は非常に大切だと思っておりますのですけれども、難しいところは、やはり現在パンデミックは、幸いにコロナに関しましては一段落しています。次、いつ何が起こるかは分かりません。そして、いろいろな準備というのは、予算もかかれば、実際に計画したこと、備えたことが、そのまま活用できるかどうかは分からないという部分が多いと思うのです。

そんな中で、体制整備をしていかなければならないわけなので、結構先の見えないというか、何が目標かというのが難しいターゲットになるかと思っております。

しかし、大きな目標の柱の1つにあることは間違いのないわけで、ということは、これからNCにおいて、高度専門医療研究評価部会で実施しているように、恐らく毎年評価という

のがなされていくと思うのです。ですから、評価によって、現状で不足している部分とか改善すべき部分、あるいは、こういったことがもっと必要なのではないかと、臨機応変に評価を得て、さらに、この中期目標を次の年度に向けて改善できるような、なかなか口で言うのは易くても、本当にそれを具体化していただくのは非常に難しいと思うのですけれども、これから、この構成イメージから具体化していくのが今後のステップだと思いますので、ぜひ評価をして、新しくより充実させていけるような中期目標として、この後、具体化をよろしくお願ひしたいなと思います。それが、いろいろな委員の先生方がおっしゃっていただいた、いろいろな要素とも関係することかなと、私自身は感じました。これが1点目です。

もう一点目は、資料のページ数で申し上げますと、3ページになるのですかね。3ページの下半分の「2 機構の機能」というところで、JIHSがオレンジ色で真ん中に書いていただいてあって、先ほど御説明がございましたように、感染症指定医療機関、協力医療機関というのが左上、左下に産業界・アカデミア、右上にWHOとかCDC、右下に自治体、地方衛生研究所等というのがあって、この2つの円がそれを取り巻いていて、感染症臨床研究ネットワークの構築とか、研究開発の推進とか、国際連携とか、人材育成とか、やはり今日、多くの委員が指摘された大切なポイントがキーワードとして出ています。

私が気になったのは、視覚に訴える位置づけなのですけれども、例えば、人材育成というのは、恐らく全部にかかると思うのですが、どちらかというところ、自治体とか地方衛生研究所寄りのところに書いてあって、国際連携がWHO、CDCに近いのはもちろん理解できるのですけれども、今日強調された広報とか、リスクコミュニケーションというところも大事で、恐らく細部の文章まで御覧にならない方もいらっしゃるのでは、結構、視覚に訴える資材というのは、ぱっと見て誤解のないように広く分かるように、これから広報をしていけると、このJIHSは、どのような形で発足して、どのように機能していくかというのが、専門家の方にも、国民の皆様にも分かりやすくなるというところは私に思いました。

私からのコメントは以上で、特に、現状でお答えを求めるものではございません。

何か事務局からございますか、今のことに。

○渡邊室長 部会長から総括的なコメントをいただきまして、ありがとうございます。

1点目は、今後の作業で、今日、委員の皆様からいただいた御意見をしっかり反映していけるように進めていきたいと思ひます。

機構の機能の図につきましては、この図も結構悩みながら書いたのですけれども、複層的なというか、関係機関も様々ある中で、なかなか2次元の図が難しいところではございますが、視覚資材が重要というところは、おっしゃるとおりかと思ひますので、さらに工夫できるところがあるか考えてまいりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○中野部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方から、ほかに何か御意見があれば承りたいと思ひますが、各先生方、いかがでしょうか。

花井先生、お願いします。

○花井委員 花井です。

先ほど土井先生がおっしゃられた提言、政府との関係というところなのですから、いつも気になるところで、CDCは声が大きいですね。つまり、政府とごちゃごちゃ裏でやり取りしていないわけですよ。こうすべきだと言ってしまって、割とCDCは科学者集団というか、専門家集団なので、自分たちが正しいということを主張して、たまには失敗もやらすわけですから、そういったところの、いわゆる提言という話と、政府がシンクタンクとして使うというイメージとは少し違うと思うのです。

国民の視線から言うと、もう少し専門家集団は言うべきことを言っていないのではないかと。政策決定は、政府は永田町からも風が結構吹いてくるので、必ずしもサイエンスではないという部分が出てくるのですよ、これまでの感染症対策の歴史を鑑みると。

政府も専門家集団から声を大きく言ってもらったほうが、ある種、不穏な風から守ってもらえるという手もあるので、いわゆる提言という意味は、結構大きいと思うのです。

これまでPMDAもそうなのですから、あまり政府を困らせないように、勝手なことを言わないようにするという感覚はあるのですけれども、やはりそのところは、この時代なので考えたらよいかなど、少し思いました。

それから、もう一点は、国民に対してなのですから、御案内のとおり、CDCはMMWRという週報が出るわけですから、ああいった形で国民が、ある種、感染症の天気予報的なものが、疾病全体の天気予報的なものが、あれで分かるわけですから、一例ですけれども、薬機法上の生物由来製品の感染症定期報告というのがありまして、これは、あくまで生物由来製品の安全性のために、企業に世界中のいろいろな感染症の状況の論文が出てきたら報告しているのですよ。それは血液だけではなくて、世界中の感染症、ウエストナイルとか、いろいろなものが出たときに、こっちでこんなものが出たのかというのが分かるようになっていて、ああいったものというのが、観測気球として、血液だけではなくて非常に役に立っていると思うので、例えば、そういったものもCDC的に、この新法人が国民に対して情報提供できるようなものがあればいいかなと思うので、事務局に聞きたいのは、例えば、週報的な、ああいうものを出したらどうかというのを考えているかどうかは1点。

もう一つ、先ほど部会長がおっしゃられた、何が起こるか分からないときに、例えば、中期目標に書きました、そうしたら、それを実現するためには、陰圧室をもっと増設しなければいけません、お金はどうしてくれるのですか、それから、特化した外来をつくるのに優遇が必ず必要だけれども、今、病院の予算は診療報酬で全部賄いなさいと、医師1人増やそうと思ったら、それでどれだけ稼げるのかというのが絶対必要になっているのが病院経営だし、NCでもそうだったわけですから、それでもパンデミックのときに医師が足りなくなったり、何々科の先生が足りなくなったりするのですが、その辺の目標を立てたら、これだけ必要な予算がありますよというときに、ちゃんと予算的裏づけはつくよう

に、今度はなるのでしょうかという質問の2点です。

○中野部会長 花井委員、どうもありがとうございます。

確かに、CDCのMMWRとか、WHOのWeekly Epidemiological Recordは、感染症の専門家はもちろん、ほかの方々もたくさん御覧になって、それがニュースリリースにもなって流れています。

感染研も、今、IASRで毎回特集を組んで、その他、月報、日報も出していただいているのですが、やはり言語が、世界に広く通じる英語と日本語という点での差異もあるかなと、私、日常考えたりもしています。

ただ、それ以外に、予算のことも含めて、花井委員から御指摘もありましたので、事務局からも、私は、今、お話を聞いて非常に納得がいくというか、それは大事なことだなと思う一方で、CDC、WHOと少し違う観点も日本の場合はあるかなということもあって、難しい点もあるかなとも、両方を感じましたが、事務局、いかがでしょうか。

○荒木課長 事務局の感染症対策課の荒木でございます。

花井委員、御指摘ありがとうございます。

今、中野先生が、いみじくもフォローされましたけれども、今も現感染研においても、週報なりIASRのような形で少し発信はしているのですが、なかなか発信がうまくない部分もあると思いますし、今後のリスクコミュニケーション、あるいは定期的に感染症の予報という観点で、新しいJIHSがどのように貢献できるかということについては、具体化する際に考えていきたいと思っております。

1点目については、以上です。

○渡邊室長 続きまして、予算の関係ですけれども、来年度という意味では、現在まさに折衝中のところがございます、目標に見合うよう、しっかりと確保をしていきたいというのが基本で、努力をしてみたいと思います。

○中野部会長 ありがとうございます。

花井委員、いかがでしょうか、よろしいですか。

○花井委員 釘を刺しておく、6年間の中期目標ですと、このくらいの予算がつく、単年度予算なので、概算要求、財務省と折衝はあるけれども、6年でこれだけやろうと計画を立てて、このくらいのお金に来るかなと思ったら、6年間でどんどん減らされて、はしごを外されて、こんなはずではなかったという例が過去にもあるので、やはり国の安全保障にも関わる機関なので、6年間の中期目標に見合った予算が、もちろん1年単位だとは思いますが、やはり予算が先細ることがないようにというのは、重ねてお願いしたいと思いました。

以上です。

○中野部会長 貴重なコメントをありがとうございます。

ほか、委員の皆様方から御意見はいかがでしょうか、福島委員、お願いします。

○福島委員 ありがとうございます。

そして、私、先ほど発言する前に、自己紹介を忘れまして大変失礼いたしました。改めまして、大阪公立大学の公衆衛生学の福島と申します。

2点ございまして、1点目は、中期目標を立てて、それを評価されていくわけですがけれども、統合のシナジー効果を評価する項目は、今の案の中に入っておりますでしょうかというのが、1つお尋ねしたいところです。

感染研とNCGMが、これまでやってきた業務を漏れなく書いていただいているとは思いますが、では、統合によってどういうよい成果が出たのかということのも、当然、評価していかなければならないことだと思いますので、それが1点です。

あと1点は、私、最初の発言で自分の統合資料のほうでページ数を説明してしまっておりまして、それも大変申し訳なかったなと思うのですがけれども、改めまして、資料2のページ数で言いますと、下のページ数で3ページ目ですがけれども、一番下に「公衆衛生研究の分野」と書いています。

先ほど井上委員が御発言されましたときに、「公衆衛生分野の研究」と言われましたが、私も「公衆衛生研究」と、あまり日本語で積極的に言ったことはなくて、「公衆衛生分野の研究」というのが、なじみがあるところです。ただ、ほかの基礎研究、臨床研究という並びで言いますと、公衆衛生研究になるのかなと思いますし、今、英語で調べたところでは、パブリック・ヘルス・リサーチとか、そういうことも言うようですので間違いではないのかもしれませんが、公衆衛生をやっている私も、あまりふだんは言わないことですから、少し気になりました。

その辺、最終の文章を整えられるときに、少し精査していただければありがたいと思います。

すみません、質問1点と、コメント1点です。それで、2番目のコメントは、必ずしも反映していただかなくてもよいことですので、気づいた点ということで申し上げておきます。

○中野部会長 ありがとうございます。

シナジー効果、1足す1が2以上の効果がどうかという、その評価がどうかということですね。

事務局、お答えは、何かございますでしょうか。

○渡邊室長 ありがとうございます。

統合に伴います、よくなる点ということでもあります。今日の資料では、まだ十分に書ききれておりませんが、2つあると思っております、病院を有するNCGMと感染研の病原体解析などをする基礎研究の分野が一緒になりますことで、有事の情報収集・分析あるいはリスク評価というのは、迅速に質を高めて行えるようになると思います。

それらは、有事にならないと評価ができないということではなくて、平時から国に情報提供をいただくものの質がよくなるというところがあるかと思えます。それが1点です。その部分をしっかり評価できるようにしていくということかと思えます。

もう一点は、今日の資料ですと、第4の冒頭の記載方針のところ少し書かせていただいておりますが、基礎のほうから公衆衛生、臨床のほうまで一貫通貫で研究をしていくということでもあります。

協働連携をする中で、よりよいこれまでなかったような研究成果が出ていくということが目指す姿だと思いますので、そういう成果が出るかどうかというところの評価をしていくのではないかと考えておりますが、この辺りは、また、次回以降、先生方に御議論をしていただけるような資料を御用意したいと考えております。

公衆衛生研究の件も、どうもありがとうございます。

以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。

ほかに何か委員の先生方から、御意見、御質問はございますでしょうか。

事務局もよろしいですか、何かございますか。

土井委員、お願いいたします。

○土井委員 ありがとうございます。

今、ちょうど評価の話になっているので、これは、お聞きしたい点ですけれども、評価軸の設定とか、そういったことがある程度書かれてはいるのですけれども、先ほどの花井委員のお話にもありましたように、やはり適正、適切な評価をすることによって、はしごを外されないようにという言葉がありましたけれども、そこにもつながってくる重要な点かと思えます。

具体的にそれぞれの分野、研究開発ですとか、感染症対応のところ、ドメインごとの評価が、どこが主体で、どのように行っていくのかというのは、また、これから詳細が決まっていくという理解でよろしいでしょうか。

○中野部会長 土井委員からいただいた御質問は、評価の具体的なことですね。

事務局からございますか。

○渡邊室長 ありがとうございます。

今年度、この中期目標をまとめられましたら、それに基づく法人評価というのは、まさにこのJIHS部会で、先生方をお願いするということになります。

具体的にどういう観点で、どのようにやっていくかというのは、まだ、そこまで整理できておりませんので、まず、今、事務局では目標の作業をしているところでございます。

○土井委員 ありがとうございます。

○中野部会長 ほかに委員の先生方から御意見、コメントはございますでしょうか。

よろしいですかね。それでは、活発な御討議をどうもありがとうございました。

事務局からも、一つ一つ細部にわたってお答えいただきまして感謝申し上げます。

それでは、本日、委員から様々な御意見をいただきましたので、事務局におかれましては、本日出された御意見を踏まえて、中期目標の案を作成していただければと思います。

それでは、事務局にお返し申し上げます。よろしくお願いいたします。

○廣川室長補佐 事務局でございます。ありがとうございました。

本日いただいた御意見を踏まえまして、中期目標の案を作成しまして、次回の部会において御意見をいただきたいと考えております。

次回の日程につきましては、事務局より改めて御連絡を差し上げます。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございました。

○中野部会長 ありがとうございました。